

令和 7 年第 2 回砂川市議会定例会

令和 7 年 6 月 1 6 日（月曜日）第 1 号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
 - 議事日程報告
 - 議長諸般報告
 - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 繰越明許費の繰越しについて
 - 報告第 2 号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 7 号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算
 - 議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算
 - 議案第 3 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計補正予算
〔予算審査特別委員会〕
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
 - 武田 真議員
 - 是枝 貴裕議員
- 議事日程報告

議長諸般報告

表彰伝達

日程第 2 会期の決定

自 6月16日 4日間
至 6月19日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第 2号 下水道事業会計予算の繰越について

日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について

日程第 7 議案第 7号 財産の取得について

日程第 8 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
議員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	野 田 勉
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 次 長	越 智 朱 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午前１０時０１分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから令和７年第２回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第１、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第７８条の規定により、武田真議員及び是枝貴裕議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第１０１回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

〔表彰伝達〕

◎日程第２ 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から６月１９日までの４日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は４日間と決定しました。

◎日程第３ 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第３、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

２ページ、総務部市長公室課の関係では、２点目の住民と学ぶ避難所訓練について、３月１５日、南地区コミュニティセンターにおいて、避難所へ避難する状況を想定し、避難所における様々な出来事を体験することを目的とした、住民と学ぶ避難所訓練を実施し、

当日は避難所運営ゲーム・備蓄食品の試食、ダンボールベッドの設営を行い、6町内会から26人が参加したところでございます。

次に、4ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など12の運動に各団体、企業が取り組まれており、うち飲酒運転撲滅の日である6月6日に飲酒運転撲滅集会を開催したところでございます。

次に、8ページ、保健福祉部子育て支援課の関係では、3点目の第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定について、3月21日、第4回砂川市子ども・子育て会議を開催し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画(案)について協議を行い、承認されたことから、3月31日に同計画を策定したところでございます。

次に、4点目の乳児すこやか応援クーポン券支給事業について、4月1日より、新生児の保護者に支給する乳児すこやか応援クーポン券について、さらなる支援の拡充を図るため、支給額を増額するとともに、有効期限を延長し、支給を開始したところでございます。

次に、9ページ、6点目の市立保育所就職説明会について、5月30日、令和8年度保育職員採用登録試験の実施にあたり、保育所への就職を考えている方を対象に市立保育所就職説明会を開催し、当日は市立保育所の概要、保育士の勤務条件などの説明のほか、保育職員との情報交換を行い、4人が参加したところでございます。

次に、子ども家庭センターの関係では、1点目の母子手帳アプリについて、4月1日、子どもの成長記録の管理や各健診及び予防接種等のスケジュール管理ができるなど、安心して子どもを産み育てられる環境のさらなる充実を図るため、「すながわ すくすく子育て応援アプリ」の運用を開始したところでございます。

次に、12ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目のすながわ健康ポイント事業について、4月1日より、申請手続などにおける市民の利便性の向上を図るため、アプリの運用を開始したところでございます。

次に、13ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月22日、23日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局のボランティア・サポート・プログラムを活用し、植樹枡に植花を行ったところでございます。実施区間は国道12号北5丁目から南11丁目までの総延長2,300メートル、植樹枡数は213枡、花種はマリーゴールド4,550株、枡管理者は地先商店主等の146人でございます。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月21日から23日まで、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹枡やプランターに植花を行ったところでございます。実施区間は道道砂川停車場線、

北2丁目線、南1丁目線で総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド1,720株、柵管理者は地先商店主等の23人でございます。

次に、4点目の用地交換について、2月21日、砂川市まちなか交流施設建設地の北側に位置する砂川市西1条北2丁目16番の土地の不整形を解消することを目的に、16番の土地の一部29.74平方メートルと隣接する株式会社北海道銀行の土地の一部の同面積について土地交換契約を締結し、3月21日、交換に係る所有権移転登記が完了したところでございます。

次に、14ページ、7点目の砂川市まちなか交流施設すないるについて、3月31日、令和6年1月に着工した砂川市まちなか交流施設の本体工事が完了し、工事施工業者から建物の引渡しを受けたところでございます。

また、4月20日、砂川市まちなか交流施設すないるのオープンを祝し、地域住民や関係者に感謝の意を表するとともに、新施設の利用促進を図るため、オープン式典を開催し、オープン式典後のオープンイベントと合わせて延べ1,000人が参加したところでございます。

次に、16ページ、13点目の新入社員基礎徹底マスター研修について、6月2日、市役所大会議室において、企業の人材育成を推進するとともに、地域の担い手となる若年者の定着を図ることを目的に、市内企業に就職した新入社員を対象に、社会人としてのコミュニケーションスキルや効率的な仕事の進め方を学ぶ研修を開催し、19名が参加したところでございます。

次に、17ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育は順調に進んでいるところでございます。

次に、18ページ、10点目の地域おこし協力隊について、農作業支援に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、4月1日より委嘱したところでございます。

次に、22ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まい推進事業について、2月から4月まで各事業において合計39件、1,499万5,000円を交付したところでございます。

次に、8点目の住み替え支援事業について、2月から4月まで各事業において合計28件、375万円を交付したところでございます。

次に、26ページ、市立病院の関係では、2点目の令和7年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者28名のうち、合格者10名、推薦入学試験合格者13名及び社会人入学試験合格者3名、合計26名の学生が4月10日に入学し、本年度当初の各学年在籍状況は1年生27名・2年生29名・3年生25名の総数で81名となったところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 板垣喬博君 （登壇） おはようございます。前回の定例市議会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は普通学級及び特別支援学級を合わせ、小学校及び中学校でそれぞれ1学級の減、全体で2学級の減となっております。児童生徒数は、小学校では28人の減、中学校では1人の増となり、全体で27人の減少となっております。

次に、3点目の令和7年度全国学力・学習状況調査について、実施日は4月14日、中学3年生の理科のみと17日であり、対象と科目は小学6年生は国語、算数、理科、中学3年生は国語、数学、理科であり、調査人数は小学6年生が77人、欠席につきましては3人、中学3年生が105人、欠席につきましては14日が10人、17日が13人となっております。

次に、4点目の令和7年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、4月30日にウェブ上で開催され、高等学校配置計画検討資料等が示されたところであります。

次に、2ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の取組について、6月10日、第1回準備委員会を開催し、砂川市立砂川学園校旗の購入等について報告したほか、スクールバスの運行について協議を行ったところであります。

次に、2点目の砂川市小中一貫教育推進委員会の取組について、（2）令和7年度第1回推進委員会を4月30日に開催し、委嘱書の交付、会長・副会長の選出を行った後、令和7年度「学校種間連携サポート事業」の指定等について報告したほか、令和7年度砂川市小中一貫教育推進委員会各ワーキンググループの業務について協議を行ったところであります。

次に、3点目の令和7年度砂川市小中一貫教育推進計画の策定について、小中一貫教育の推進を図るため、小中一貫教育推進の年次計画や令和7年度の重点などを示した推進計画について、4月16日開催の第4回砂川市教育委員会会議定例会において決定したところであります。

次に、4点目の砂川市立砂川学園の校歌の完成について、砂川市出身のシンガーソングライターである金田智美氏に制作を委託していた校歌が完成し、4月16日開催の第4回砂川市教育委員会会議定例会において報告いたしました。校歌には、児童生徒や一般市民

などから募集した「校歌にしたい言葉・フレーズ」や統合前の全小中学校の校歌の歌詞が採り入れられたところであります。

次に、5点目の用地の取得について、5月30日、砂川市立砂川学園の建設地の北東側に隣接する砂川市吉野2条南5丁目40番1の299.75平方メートルについて、砂川学園の敷地として一体的に利用することを目的に土地売買契約を締結し、6月9日、所有権移転登記が完了したところであります。

次に、7点目の工事の発注状況について、(1)発注済工事は、砂川市義務教育学校建設工事、木製家具工事であり、契約金額は記載のとおりであります。

(2)進捗状況は、進捗率29.28%となっております。

次に、3ページ、社会教育課所管では、1点目の放課後子ども教室について、5月9日、豊沼小学校地区、12日、空知太小学校地区、14日、砂川小学校地区、26日、中央小学校地区、29日、北光小学校地区においてそれぞれ開設いたしました。2月までの間、各小学校地区で15回程度を実施する予定となっております。

次に、2点目の春のあいさつ運動について、5月13日から15日までを強調週間として、あいさつ運動推進委員会の主催により市内小中学校、保育所、保育園、幼稚園、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど59団体、延べ1,543人が参加し、実施したところであります。

次に、3点目の砂川市青少年問題協議会の開催について、5月20日、市役所大会議室において開催し、委嘱書の交付を行った後、滝川警察署生活安全課長より最近の青少年の非行の発生状況等に関する情報提供を受けたところであります。

次に、4ページ、スポーツ振興課所管では、1点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会について、4月17日、総会を地域交流センターゆうで開催し、令和6年度の事業報告及び決算報告と令和7年度の事業計画案及び予算案について承認されたところであります。

次に、3点目の地域おこし協力隊について、スポーツ振興事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、4月1日より採用したところであります。

次に、図書館所管では、1点目の各種事業について、(1)本のおたのしみ袋について、4月23日から5月15日、図書館において、児童書をテーマ別に3冊ずつ選書、中身が見えないように袋に入れて貸出しを行い、35袋、105冊を貸出ししたところであります。

(2)1日子ども図書館体験について、5月10日に図書館において図書館業務の体験を小学生4人が参加して行ったところであります。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 下水道事業会計予算の繰越について

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 私から報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和6年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明いたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍システム更新事業は金額699万6,000円であり、全額を翌年度に繰越しするものであります。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）は金額8,689万8,000円ありますが、うち618万5,202円を、同じく2項児童福祉費、事業名、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）は金額4,009万5,000円ありますが、うち90万5,528円を翌年度に繰越しするものであります。9款消防費、1項消防費、事業名、防災対策備品購入事業は金額3,595万3,000円であり、全額を翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）で金額を409万5,000円のところ4,009万5,000円と申し上げました。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 （登壇） 私から報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についてご報告申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき建設改良費を繰越いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和6年度砂川市下水道事業会計予算繰越計算書に基づき、ご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、流域下水道整備事業、繰越額2,649万7,567円ありますが、本市が建設費の一部を負担する北海道の事業において年度内の完成が見込めないため、翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、主に地方債であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第1号から第2号の一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号から第2号を終わります。

◎日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 報告第3号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。が、公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和6年10月24日木曜日午前10時30分頃であります。

事故発生場所は、市内西7条北2丁目1番1号、市役所駐車場内であります。

相手方住所氏名、相手方物件、当市運転手は、記載のとおりであります。

当市車両名は、日産ルークス、札幌581ひ6008であります。

事故の概要は、市役所駐車場内に当市車両を駐車し、降車のため運転席側ドアを開けた際、突風にあおられたドアが隣に駐車中の相手方車両の助手席側ドアに接触し、擦り傷などの損害を与えた事故であります。

過失割合は当市が100%で、賠償金は18万1,951円であり、専決処分年月日は令和7年5月22日であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第7 議案第7号 財産の取得について

○議長 多比良和伸君 日程第7、議案第7号 財産の取得についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第7号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、令和8年度の砂川市立砂川学園の開校に伴い運行するスクールバスとして中型バス5台を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類は、中型バス5台であります。

2、設置場所は、砂川市内。

3、契約価格は、8,620万852円。

4、契約の相手方は、岩見沢市大和2条9丁目2番2号、北海道日野自動車株式会社岩見沢支店支店長、東出貴康氏であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第 8、議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第 3 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、固定資産税の課税免除を受けることができる地域経済牽引事業のための施設の取得期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を改正する経過についてであります。法に基づき同意を受けた地域経済牽引事業の促進に関する基本計画における優遇制度として、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業のための施設の課税免除を行う市町村に対する国からの減収補填の期限が令和 10 年 3 月 31 日まで延長されたことから、本条例を改正するに至ったものであります。

2 ページを御覧願います。砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては 3 ページ、議案第 4 号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。第 2 条は、課税免除の定めであり、第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） 私から議案第5号、第6号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市内の観光事業施設に対する助成制度として商業地域等における企業施設補助金及び雇用奨励補助金の拡充を図るほか、関係する助成措置について改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、ページにつきましてはタブレット左下に表示されているページを御覧願います。

それでは、2ページを御覧願います。初めに、条例を改正する経過であります。これまで企業振興促進事業として本市経済の均衡ある発展と市民生活の向上を図ることを目的に企業施設を新設、増設又は移設をする者に限り助成措置を講じてまいりましたが、今般まちなか交流施設の開設を契機に、さらなる商業地域等における観光振興及び地域経済の持続的発展を図るため、観光事業施設を新設または増設した場合の助成措置を拡充するとともに、改修を助成対象に加えることにより観光事業の充実を促し、本市の観光振興を図るため、本条例を改正するものであります。

砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては4ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

4ページを御覧願います。第1条は、目的の定めであり、「増設」の次に「改修」を加えるものであります。

第2条は、用語の定義の定めであり、第1号中「オ」を「オまで」に改め、オ中「前各合」を「アからエまで」に改め、第2号中「の規定」を削り、「及び」の次に「改修費用並びに」を加え、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に第7号、改修、市内の観光事業施設を有する者が、事業の継続を目的として商業地域等において当該観光事業施設を改修することをいうを加え、5ページを御覧願います。同条に第13号、商業地域等、都市計画法第15条に基づいて本市が定める商業地域及び近隣商業地域をいうを加えるものであります。

第3条は、補助の対象の定めであり、第1項中「増設」を「増設、改修」に改め、第1号を工場施設、観光事業施設、特定事業施設及び植物工場施設、ア、新設又は増設する場合、投資額が1,500万円以上で当該施設に従事する従業員が3人以上であるもの、イ、改修する場合（観光事業施設を改修する場合に限る。）、投資額が1,000万円以上であるもの、ウ、移設する場合、投資額が1,500万円以上であるものに改め、第2号中「移設であるもの。」を「移設するもの」に改めるものであります。

第4条は、補助の措置の定めであり、第1項中第2号、ウ中「工場施設等」を「工場施設、特定事業施設若しくは植物工場施設」に改め、エ中「工場施設等」を「工場施設、特定事業施設又は植物工場施設」に改め、6ページを御覧願います。オ中「工場施設等を工業地域等及び工業専用地域以外の」を「工場施設、特定事業施設又は植物工場施設を工業地域等及び工業専用地域を除く」に改め、同号にカ、観光事業施設を商業地域等に新設または増設した場合、投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の15に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円）、キ、観光事業施設を商業地域等において改修した場合、投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の15に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）、ク、観光事業施設を商業地域等以外の地域に新設又は増設した場合、投資額（土地に対する投資額を除く。）の100分の6に相当する額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円）を加え、第3号中「、増設」を「若しくは増設、観光事業施設の改修」に改めるものであります。

第5条は、援助の措置の定めであり、「増設」の次に「、改修」を加えるものであります。

第6条は、その他の助成の定めであり、「増設」の次に「、改修」を加え、「者に」を「ものに」に改めるものであります。

7ページを御覧願います。第8条は、申請の手続の定めであり、「増設」の次に「、改修」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、商店街店舗整備事業に対する助成制度として、現に営業を行っている店舗の改修に対する助成措置を加えるほか、助成の対象に係る定義を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、ページにつきましてはタブレット左下に表示しているページを御覧願います。

それでは、2ページを御覧願います。初めに、本条例を改正する経過であります。助成の対象となる中小企業者に係る定義を改めるとともに、現に営業を行っている店舗の改修に対する助成措置を加えることにより小売商業店舗等の性能及び機能の向上を促し、新たな顧客の誘引につなげるとともに、中小企業者等の健全な発展と市政の進展を図るため、本条例を改正するものであります。

砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては4ページ、議案第6号附則説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

4 ページを御覧願います。第 2 条は、定義の定めであり、第 3 号を中小企業者等、次に掲げる者をいう。ア、中小企業者及び中小企業団体、イ、アに規定する者を除き、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）に事業所（本社、支店等）を有し、かつ、法人格を有する者で、市長が助成の対象と認めたものに改めるものであります。

第 4 条は、中小企業者等の努めの定めであり、「企業の」を「により」に改めるものであります。

第 5 条は、助成の種類定めであり、ただし書として、ただし、第 2 条第 3 号イに規定する者に対して行うことができる助成は、第 8 条第 2 項第 3 号に規定する助成に限るものとするを加えるものであります。

第 6 条は、共同化事業に対する助成の定めであり、5 ページを御覧願います。第 1 項第 2 号中「中小企業者等」を「中小企業者及び中小企業団体」に、「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する商業地域及び近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）」を「商業地域等」に改め、第 2 項中「第 1 号」を「同項第 1 号」に、「第 2 号」を「同項第 2 号」に改めるものであります。

第 8 条は、商店街店舗整備事業に対する助成の定めであり、第 1 項第 1 号中「の新築等をした」を「を新築し、又は増築した」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に第 3 号、現に営業を行っている小売商業店舗等を改修したときを加え、第 2 項第 1 号中「第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、第 2 号中「第 2 号」を「前項第 2 号」に改め、ア本文中「店舗の用に供する目的で改装に要した費用」を「空き建築物を店舗の用に供するための改装に要した費用のうち市長が認めた額」に改め、アただし書中「改装を行った」を「改装した」に改め、第 3 号中「第 3 号」を「前項第 4 号」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に第 3 号、前項第 3 号の額は、現に営業を行っている小売商業店舗等を改修した費用のうち市長が認めた額の 100 分の 20 以内とし、その限度額は 200 万円とするを加えるものであります。

6 ページを御覧願います。第 9 条は、商店街活性化事業に対する助成の定めであり、第 1 項中「、中小企業者等」の次に「（第 2 条第 3 号イに規定する者を除く。以下同じ。）」を加え、第 3 項第 1 号中「第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、第 2 号中「第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、第 3 号中「第 3 号」を「第 1 項第 3 号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 （登壇） 私から議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,544万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ237億5,044万2,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページをお開きいただきたいと存じます。第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債4,110万円を補正し、補正後の限度額を64億5,930万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

11ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（低所得世帯支援枠等分）に要する経費5,278万5,000円の補正は、定額減税不足額給付金支給事業に係る経費であります。定額減税不足額給付金5,000万円は、令和6年度に実施した定額減税において減税可能額に達しないと想定される者に対し補足給付金を支給しておりますが、その後令和6年分所得税等が確定したことにより補足給付金の給付額に不足のある者が発生していることから、本来給付すべき所要額と実際の給付額との間に生じた差額を支給するものとして、対象者を1,400人、平均支給額3万円を見込んだものであります。また、合計所得金額が48万円を超える者や青色申告者または白色申告者の事業専従者であるため、定額減税における扶養親族の対象外であり、かつ令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割がともにゼロ円であるが、課税世帯に属しているため、令和5年度及び6年度に実施した低所得世帯向け給付の対象外となった者等について新たに給付対象となったことから支給するものとして、対象者を200人、支給額4万円を見込んだものであります。その他給付金支給事務経費として職員手当142万8,000円、通信運搬費60万2,000円、消耗品費などのその他の経費75万5,000円であります。

同じく3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費162万8,000円の補正は、生活保護制度における生活扶助基準について、賃金や物価高騰の影響に対し特例的に加算されている額が本年10月から1人当たり月額1,000円から1,500円に変更になること、また毎月実施している被保護者調査の調査項目が変更されることに伴い、変更に対応するためのシステム改修を行うもので、生活保護システム改修委託料162万8,000円であります。

次に、12ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、農地利用効率化等支援交付金714万4,000円の補正は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受け力の向上等に必要な農業用機械、施設の導入等を支援するものであります。

次に、13ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要

する経費 6, 295 万 4, 000 円の補正は、平成 20 年度購入のロータリー除雪車について、経年劣化により馬力の低下が著しく、メーカーで対応している部品の種類も減少し、稼働に影響が出るおそれがあることから、排雪専用の車両を導入することにより作業時間を短縮するなど排雪作業の効率化を図るため、ロータリー除雪車の規格を変更し、更新するものであり、要望していた国庫補助金について 4 月に内定があったことから、このたび補正するものであります。

次に、14 ページ、12 款諸支出金、2 項 4 目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金 93 万 7, 000 円の補正は、介護施設等環境改善事業に伴う一般会計の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては 5 ページ、総括でご説明申し上げます。14 款国庫支出金で 6, 814 万 2, 000 円の補正は、除雪機械整備事業費及び生活保護適正実施推進事業費並びに地方創生臨時交付金事業費であります。

次に、15 款道支出金で 714 万 4, 000 円の補正は、農地利用効率化等支援事業費であります。

次に、18 款繰入金で 906 万 2, 000 円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

次に、21 款市債で 4, 110 万円の補正は、除雪機械整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、15 ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 （登壇） 議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第 1 号となります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 9, 769 万 6, 000 円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8 ページを御覧願います。4 款地域支援事業費、5 項 1 目介護施設等環境改善事業費で二重丸、介護施設等環境改善事業に要する経費 281 万 1, 000 円の補正は、令和 6 年度の国の補正予算において近年の異常気象に伴う熱中症対策として高齢者施設等に冷房設備の設置を推進する介護施設等環境改善事業が創設され、本市が事業主体となる地域密着型サービス事業所及び小規模施設等のうち 2 施設から事業実施の希望があったことから、費用の一部を補助するものであります。

以上が歳出であります。歳入については 4 ページ、総括でご説明させていただきます。

3款国庫支出金187万4,000円、7款繰入金93万7,000円の補正は、いずれも介護施設等環境改善事業に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 議案第3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正の概要であります。本年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因する道路陥没事故を受け、国土交通省より緊急調査、点検を実施するよう通知があったことから、一定要件に該当する下水道管渠及びマンホールの点検並びに緊急度判定を行うための委託費を計上するものであります。

1ページになります。第1条は、今回の補正を第1号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、主要な建設改良事業について公共下水道整備事業を450万円増の6,238万4,000円とするものであります。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、資本的収入は419万1,000円増額し、収入の総額を1億3,540万9,000円とし、資本的支出は450万円増額し、支出の総額を3億9,529万2,000円とし、本文括弧書きについて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,988万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額658万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,734万6,000円及び当年度利益剰余金処分数7,595万1,000円で補填するものとすに改めるものであります。

2ページになります。第4条は、予算第6条に定めた企業債を補正するものであり、限度額の総額を340万円増額し、1億170万円とするものであります。

第5条は、予算第11条に定めた利益剰余金の処分において、本文中、当年度利益剰余金のうち7,597万9,000円を当年度利益剰余金のうち7,595万1,000円に改めるものであります。

3ページになります。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを表示しておりますのは新規事業であります。初めに、資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債は、公共下水道整備事業債及び過疎対策事業債に充てる事業の増に伴い、当初より340万円増の1億170万円を予定し、3項国庫補助金は大規模下水道管路特別重点調査等事業費の新設に伴い、当初より79万1,000円増の2,279万1,000円を予定するものであります。

4ページになります。資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費は、1目公共下水道整備事業費で大規模下水道管路特別重点調査等業務委託料を予定したこと

により、当初より４５０万円増の６，２３８万４，０００円を予定するところであります。

なお、５ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料となりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

１０分間休憩します。

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１１時０９分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第４号から第６号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 （登壇） それでは、議案第５号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての総括質疑をしてみたいと思います。

先ほど提案説明もありましたが、今回は基本的なことも含めて聞かせていただければと思います。今回は拡充ということで改修についてなどが加えられているということは承知させていただきました。そういったことから、まず１点目に提案説明いただきましたが、いま一度条例の一部を改正することとなった理由、また経緯についてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

それと、条例中の中にもありますが、観光事業施設とはどのような施設なのか、このことについても改めてお聞かせいただけないでしょうか。

続きまして、今回の観光事業施設の関係であれば砂川市内でも、そして対象となり得る施設の数ほどのぐらいを想定しているのかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、条例中の中にもありますが、（３）等の中にもありますが、新設または増設する場合並びに改修する場合は同時にこの条例を使って取り組むことが可能となるのかどうか、この辺の考え方もお聞かせいただきたいと思います。

続きまして補助の対象の関係からなのですが、改修する場合（観光事業施設を改修する場合に限る）とありましたが、何ゆえ観光事業施設のみが対象とされたのか、その考え方も聞かせていただきたいと思います。

最後に、補助の設置という観点からなのですが、この中の文言の中には観光事業施設を商業地域等以外の地域へと、続くんですが、とありますが、商業地域等以外の地域とはどのような地域を指すのかお伺いをしてみたいと思います。

以上、１回目の総括質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） それでは、私からご答弁申し上げたいと思います。

質問が6点ほどあったかと存じます。順次お答えしたいと考えております。まず、1点目の提案理由と経緯についてでございます。条例の提案理由と重複いたしますが、提案の理由は市内の観光事業施設に対する助成制度として商業地域等における企業施設補助金及び雇用奨励補助金の拡充を図るほか、関係する助成措置について改めるものでありますが、改正の経緯といたしましては、これまで企業振興促進条例では企業施設を新設、増設または移設する場合に限り助成措置を講じてまいりましたが、今般まちなか交流施設の開設を契機に、これまで課題であった市内観光事業施設の回遊を促進し、さらなる商業地域等における観光振興及び地域経済の持続的発展を目指すため、観光事業施設の新設または増設した場合の助成措置の拡充を図るほか、施設改修も助成対象に加えることにより観光事業の一層の充実を促し、本市の観光振興を図るため、本条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

2点目の観光事業施設とはという問いでございますが、観光事業施設とは条例第2条の第1号イで定められておりまして、観光事業の用に供するため設けられた宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、天然資源有効利用施設及び観光物産施設のうち、本市の観光振興に寄与すると認められる施設でございます。

3点目の対象の施設の数とはという問いだったと思いますが、対象施設の数につきましては、対象となる区域には宿泊施設が7施設、スポーツ施設が1施設、その他の施設はございません。

次でございますが、新設または増設する場合と改修する場合、同時に条例を使って取り組むことができるかという問いだったかと思いますが、これにつきましては新設または増設と改修の同時取組は、同一事業者が既設の観光事業施設で行う改修と新たに観光事業施設として新設または増設する場合はそれぞれ適用できるものであります。

次に、なぜ観光事業施設のみ対象とされたのかという問いだったと思いますが、観光事業施設を対象とした理由につきましては、まちなか交流施設の開設を契機にさらなる市内観光事業施設の回遊による観光振興及び地域経済の持続的発展を図ろうとするためであります。

最後になるかと思いますが、商業地域等以外の地域とはという問いでございますけれども、商業地域等以外の地域とは条例第2条の第13号で定められました都市計画法の用途で言う商業地域及び近隣商業地域以外の地域を指します。

以上であります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただきましたので、基本的なことは分かりました。その中で今回観光事業施設についてということについては条例の第2条には記載されているということも私も承知させていただきましたが、基本的なことなので、改めてお聞かせをい

ただいたところであります。その中では対象となる商業地域、近隣商業地域の対象の中では宿泊施設となるのが7か所、スポーツ施設と言われるのが1か所といったことで分かりました。それで、恐らく今回条例で改正をされて改修についてが加えられているわけですが、この中で商業地域、近隣商業地域対象となるところの、ざらっと見ると基本的にいうとホテルが1か所、あとは旅館ということで、ホテルと旅館だと、強いて言うと旅館の場合だと、基本的に見ますと家族経営的に小規模でやられているということがあるのかなと思っておりますので、今回これを通しながらお聞きしていますので、ホテル以外の旅館の関係も改修については今回の条例改正は適用としてなっていくのかどうかということを含めて聞かせてください。どうも私その辺が上手に理解し切れていないのが、改修以外の場合には、第1項のところかな、従業員が3人以上いなければいけないとかという項目もあったりもしたものですから、この辺どうも私自身あまり理解し切れていないので、この辺も聞かせていただきたいと思います。

それと、改めて新設または増設する場合並びに改修する場合は同時にこの条例を使って取り組むことが可能なのだろうかとお聞かせをいただいたところによると、その事業者がそれぞれの分野でいくとそれぞれ適用できるといったことがあるということなのですが、そうするとこれを適用しようとする、それぞれ項目ごとに最大限利用できる補助の金額がありますけれども、それぞれを足していくと結構な金額になっていくのではないかなと思うのですが、これを合わせていくとどのぐらいの金額になっていくのかについても聞かせていただければと思います。

それと、観光事業施設のみが対象とされたということでは分かりました。ただ、私は観光事業施設のみではなくて、特定事業だとか食物工場の関係も、これは商業地域、近隣商業地域ではないかもしれませんが、対象とされていってもよかったのではないかなと思っておりますけれども、このことについては分かりましたので、まず2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 宿泊業の旅館業の関係でご質問かと思いますが、要件がございまして、その要件を満たせば家族経営でありましてそれは該当いたしますので、それはその条件を満たす形で運営されているかどうかは視点となってきます。これが1つ目。

2点目でございますけれども、併用した場合の最大は幾らかというご質問かと思いますが、まず新設、増設につきましては投資額が1,500万円以上で補助割合が15%、最大が1億5,000万円になります。この最大を持ったとすれば、まず1億5,000万円。それから、改修につきましては投資額1,000万円以上で補助割合が15%、上限が1億円。ですから、改修したところが1億円で新しく新設するまたは増設するところで最大限使ったとすれば2億5,000万円が補助されるという形になります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 3回目で最後ですけれども、端的にお聞かせいただきます。

要件が整えば旅館業をされているところも対象となりますよということでは分かりました。その中でもう少し聞かせていただきたいのは、改修ですから1項目の部分とはちょっと違うと思います。先ほどこっと話をしたように、従業員が3人以上いなければいけないという要件があった部分がありましたけれども、この辺の、要するに3人以上従業員がいなければいけないということの要件は、今回の改修については要件としては当てはまらないと受け止めていいのかということと、それと今回この条例を改正するに当たってホテルもありますけれども、今まで以上に旅館業の方たちにどのような形でこの改正に当たっての調査だとか、意見だとか、お聞きしたのかどうか、これを最後に聞いて私は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 補助の対象でございますけれども、新設、増設する場合にはそれは従業員が3名以上ということで要件がありますけれども、改修につきましてはその要件がございませんので、3人以上という要件はないと考えていただいてよろしいかと思います。

聞き取りの関係でございますけれども、数件、全ては聞き取っておりませんが、数件からはどのような状況かということの聞き取りは行っているところであります。それを基にして条例の制定を考えているものでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、私からは議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、特に今回の改正理由でもある第8条、商店街店舗整備事業に対する助成制度に追加された現に営業を行っている店舗の改修に対する助成措置に関して大きく6点について伺います。

大きな1点目として、助成対象者の具体的な内容についてであります。助成対象の業種、業態の範囲及び営業年数や地域内での事業継続要件に何らかの制限があるのかどうかについて伺います。

大きな2点目として、助成対象事業の具体的内容についてであります。小売商業店舗等の改修とは具体的にどのような内容なのか及び自己所有店舗だけではなく、賃貸物件の改修も対象となるのかどうかについて伺います。

大きな3点目として、助成対象経費等の具体的内容についてであります。どのような経費が対象となるのか、また対象外の経費について伺います。

大きな4点目として、助成対象事業の年度内の遡及適用の可否について伺います。今回の条例の改正は、年度途中の改正となります。本年度において既に着手されている改修工事へこの制度を遡及して適用が可能であるのかどうかについて伺います。

大きな5点目として、この助成事業の周知方法について伺います。

最後に、大きな6点目として事務手続全般について伺います。この助成制度について国等の他の補助金や助成金との併用が可能であるのかどうか、申請、審査はどのような審査基準や優先順位で行われるのか、この助成制度の総予算と想定される受益事業者数及び店舗改修の施行に当たり市内事業者への優先発注の奨励や条件があるのかどうかについて伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、私からご答弁申し上げたいと思います。細かいのを入れますと全部で9点ほどになるかと存じます。順次答弁したいと考えております。

まず、1点目にありました具体的な内容のうちの助成対象者についてでございますけれども、具体的な業種や業態の範囲につきましては、商業地域、近隣商業地域で営業している中小企業者、中小企業団体のほかとなります。加えて、要件でございますけれども、商工会議所の推薦と商工会組織に加入が要件となっております。なお、営業年数につきましては定めはなく、地域内での事業継続とかの要件につきましても助成金交付後も事業の継続性が見込まれるなどの要件を付しております。

2つ目でございますが、助成対象事業の具体的な内容かなと思いますが、現に自ら営業している自己所有店舗のほか、現に賃貸で営業しているものの賃貸物件である事務所、店舗が対象物件となります。新たに顧客の誘引につながる性能向上や機能向上となる外壁、屋根、内装、建物に付随する設備の改修が対象となります。

続きまして、対象経費についての問いかと思いますが、対象経費につきましては、営業に要する事務所部分や店舗部分の建物改修は内装、外装、建物に付随する設備に要する経費であり、移動できるもの、または容易に換価できるものなどの器具や備品などは対象外経費となります。

次に、遡及適用の可否についてかと存じますが、現行条例に基づき、商店街店舗整備事業では助成対象施設の設置に着手1か月前の申請が基本でありまして、他の補助制度と整合を図るため、遡及はいたしません。

次に、周知方法についてかと思いますが、周知方法につきましては商工労働観光課の窓口における周知、それから商工会議所、金融機関との連携による周知、それからもちろん市広報やホームページにより行う予定となっております。

続きまして、国とかの補助金や助成金と併用できるかという問いかと思いますが、現行の施行規則第6条第2項に基づきまして、国等のほかの補助金や助成金との併用は可能であります。

それから、申請、審査の手順についての問いかと思いますが、申請、審査につきましては、助成対象施設の設置に着手1か月前に申請を提出いただき、その後審査基準により審査し、助成を決定することになります。なお、審査基準といたしまして事業の独創性、現

実可能性、収益性、継続性、この4項目につきましてそれぞれゼロから5の6段階で評価しまして、平均点が2点を超えたものを採択とすると考えております。

次に、総予算と想定される受益事業者数についての問いかと思いますが、総予算につきましては現時点では予算化しておりません。申請に応じて対応したいと考えているところです。なお、受益事業者数につきましては現時点では想定できませんが、対象となり得る事業者数は小売業、飲食店、それから理容、美容業など約180事業所があると押さえております。

次に、改修に係る市内業者の優先発注とかに係る問いかと思いますが、現行条例の商店街店舗整備事業において新設、増設、空き建築物に対する助成について市内事業者の優先発注の奨励や条件はなく、同様に改修につきましても市内事業者への優先発注は設定しておりません。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質疑を行っていきますけれども、大きな1点目としての業種、業態に基本的には縛りはないのかなと見受けられました。継続条件も今後も事業継続が見込まれるということ、そこまで厳しい要件ではないのかなということは理解いたしました。1点目は理解いたしました。

大きな2点目の具体的な内容、対象経費の部分でありますけれども、2と3は関連しますので、まとめてお伺いしたいなと思うのですが、この事業についてはこれまでも議会で2回ほど議論もあったし、それは空き店舗、現に営業している店舗の改装等の話の議論はありましたが、その中で見ていきますと、今答弁いただいた内容というのは、いわゆる道内でも先行して行われている、空知管内でも何か所かありますけれども、そうした事業と比較してもそう大きな違いはないのかなと見受けられました。恐らくはそうした先行自治体の実施事例等を調査研究して制度設計したのかなと想像するのですが、こうした部分についてほぼ同じ部分があれば対象経費、上限額については同等以上になっているものもあるのかなと思ったのですが、この辺のこのような対象事業経費、対象事業上限額についてはどのような判断で設定したのか、また当市の何か特徴的な部分があればこれはお伺いしたいなと思います。2と3まとめて伺います。

大きな4点目の遡及措置でありますけれども、これはできないという答弁だったのかなと思いますが、年度の途中ということもありまして、実際そうした方々がいらっしゃるかどうかはちょっと分からないんですけれども、4月から対象事業になるような改修等を実施されている方がいますと、やはり公平性とかの部分にはやや若干ご意見もあろうかと思えます。原則として、私自身も補助事業をやっていたものですから、原則論はよく分かるんですけれども、原則があれば例外もあるということになろうかと思うんですけれども、例えば1年をかけて、半年かけて、仮にですよ、こういった事例があるというわけではな

いんですが、実施している改修事業が仮にあるとして、明確に分割ができるものがあったとして、既に確かにこの事業の施行日前に着手されて終わっているものがあったとして、明らかに分割可能なものが年度の途中、後半でやる事例があったとした場合、こうした場合は私は、もちろん先ほど審査基準のお話も当然ありましたから、審査基準に合致しないものは駄目かもしれませんが、合致するものであれば採択の可能性はあるのではないのかなと思うんですが、それは個別具体的な中で判断していくものかとは思いますが、この辺の可能性の部分についての考え方も伺いたいと思います。

5点目については分かりました。周知の方法は了解いたしました。

6点目の部分についても、私がちょっと気にしていたのは優先発注とか、その辺の部分です。他自治体の改修事業の実例を見ていきますと、あくまでもとは言いませんが、優先して市内の業者に発注することが条件にされている自治体も見受けられたものですから、そこはちょっと気になっていたものですから確認したということで、ここは分かりました。

そこで、私の2回目の質疑としては大きな2点目、3点目と遡及の部分、大きな4点目の遡及適用の部分、この3点を再質疑をしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 大きく分けて2つの質問かと存じますが、まず1点目は他市町との比較かと存じます。ほかの市町村、空知管内で7市2町が実施している、また全道では市ですけれども、13市が実施している状況と調査しております。様々条件がありますので、一律に比較するというのはなかなか難しいんですけども、補助率が高いところであれば2分の1というところもありますが、ただ上限額が30万円であり、40万円であり、50万円であるということで、途中から本市の予定しております20%という補助率で逆転してしまうといえますか、補助金が多く当たるとい状況がありますので、他市と比べて遜色ないと考えております。また、200万円という上限額は道内を見ても高い部類に入りますので、これはほかに負けないと考えているところでございます。

もう一点目の遡及しないということでの工事の対応です。まず、今回の事業につきましては工事の前と後を確認する必要があります。ですので、もう既に着手してしまえば1か月前に出していただく着手前申請ができないので、着手しているものについては該当しません。これは先ほど申し上げましたとおりですが、ただ1つの工事が何工区かに分ける、例えば今やっているところを1工区、次まだ着手していないところを2工区、または3工区と分けたときに、2工区、3工区が着手前申請が出せる状況でありましたら、それは受け付けることが可能になりますので、対応できるかと存じます。全てができるかは想定できませんけれども、その状況に応じて可能なものもあると考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 やはり先行自治体の事例を研究した上で制度設計したということで、対

象額、上限２００万円については上回るという部分もあるということなのかなと思いました。

遡及適用については、それは個別の事情もありますから、原則論は原則論だということかなと理解いたしました。

質疑というよりは要望ということになるのかなと思うんですけども、最後、駅前地区整備事業についてはそもそもこれまでも様々な議論がありまして、それに伴い周辺商店街の魅力を高める施策については議会でも様々な議論があったと記憶しています。空き店舗しかり、既存店舗の改修しかりということなのだと思うのですけれども、やはりすなわちの設置を契機に駅前地区全体のにぎわい創出につながらなければ駅前の整備事業については完結しないのかなと私も常々思っておりました。この制度については恐らく非常に細かな実施要領、要綱等で運用していくのかなとは思いますが、恐らく運用していく中で様々な改善点とか要望という点も出てくるだろうとは思いますが、ただ新たな中心市街地の活性化につながる取組としてこの制度をぜひとも官民協働で育てていく形で運用していただきたいなということを要望して私の質疑を終わります。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第４号から第６号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第１号から第３号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１号から第３号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております６議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 41 分